

家族を殺された

ノンフィクションライター

水谷竹秀

犯罪被害者遺族

と、い、う、人、生

番外編

海外では解明のケースも！ 未解決事件」と「DNA捜査」

玄関のたたきの中央部に、

ん(66)が言った。

黒い血痕でできた靴跡が幾重にもこびりついている。

靴跡の中には、微かに「4・0」という数字も見

「全部犯人の靴跡です」

える。靴底の「24・0」というサイズ表記がかすれて

指差しながら、高羽悟さ

人権が幅を利かす日本では、犯人のDNAから得た情報すら保護され、捜査に十分に活用できない。殺人犯は陰でほくそ笑み、家族を殺された遺族は歯噛みする……。犯罪被害者遺族のその後を追った連載の締めくくりとして、未解決事件とDNA捜査について考察する。

残っているのだ。

「事件発生から2〜3年は、ずっと妻の血だと思っ

たんです。ところがテレビの取材でここに来た法医学

者の調査により、犯人の血痕だということが分かり、

青天の霹靂というか……。警察にも確認しました。そ

れからは、メディアにこの現場を報道してもらえば、

犯人にとっても多少のプレッシャーになるだろうと思

って、積極的に公開してき

ました」

高羽さんは、昨年末の本誌の短期集中連載「犯罪被害者遺族」という人生

で紹介した遺族の1人である。1999年11月13日、

愛知県名古屋市西区にある自宅アパートで、妻の奈美

子さん(32)が当時が殺害された。死因は、刃物で首

を数カ所刺されたことによる失血。目撃情報などから、

逃走した犯人は女性で、当

時の年齢は40〜50歳、身長は160センチぐらい、血液型はB型だった。

発生から24年目に入った現在も犯人は捕まっていないが、その血痕が残された

アパートの一室は、転居した高羽さんが今でも借り続けている。支払った家賃総

額は2000万円を超え、いつかは解約しようと「引き

き際」について考えていた。

だが、踏み切れなかった。「犯人のDNAを警察以外で保存しているのは、日本で恐らく僕だけだと思うんです。その貴重なサンプルをせっかく持っているのに、犯罪捜査に活かされているとは思えません。このまま警察が動いてくれなければ、例えばクラウドファンディングでお金を集め、DNA情報を基に似顔絵を作成してくれる米国や中国に行きたい。証拠がここにあるのですから」

殺人などの凶悪犯罪の公訴時効は、高羽さんが代表幹事を務める殺人事件被害

者遺族の会「宙の会」の活動により、2010年春に撤廃された。これで警察の捜査に「期限」はなくなつたが、捜査の進捗状況はよく分からず、今のままでは時間の過ぎゆくのを待つているだけだ。この状況に風穴を開けるためには、自ら行動を起こすしかない。そう思う一方で、高羽さんには不安もあった。

「DNAサンプルを使って僕が勝手なことをやったら、燃り続けていた。手元に残された証拠を巡る葛藤が、高羽さんの心に

科学の進歩

9年、19歳の米国人女性が撲殺された事件は、DNA情報を基に描かれた似顔絵が決め手となつて解決した。米捜査当局は当初、被害者の爪から採取された犯人のDNAサンプルをデータベースに照合させたが、一致せず捜査は難航。民間の研究所によつて作成された似顔絵を公開すると、似たような人物の情報が寄せられ、発生から8年後、ついに犯人の男を逮捕した。同様の「DNA似顔絵捜査」

によつて、長年迷宮入りしていた事件の解決は米国で相次いだ。中国でもDNA情報からの似顔絵作成は精度が高まつており、今後の犯罪捜査への適用が期待されている。そうした海外からの報道を受け、高羽さんをはじめとする未解決事件の遺族はわずかな可能性に期待を寄せつつ、こんな疑問を抱く。

DNA鑑定が導入されたのは1989年。データベースの運用は04年末に始まり、事件現場に遺留されたDNA型、逮捕された被疑者DNA型がそれぞれ登録された。その件数は2021年末現在、計約156万件にのぼる。しかし、現場の遺留DNA型、もしくは被疑者のDNA型がデータベースの情報にヒットした場合のみ再犯や余罪が分かるだけで、データベースに登録されていないDNA型を持つ人物が犯人だった場合は、事実上、お手上げである。

高羽さんのケースで言うと、玄関のたたきに残されたDNAサンプルがデータベースの登録情報と一致しなければ、サンプル自体から炙り出した犯人像が頼りになる。これまでに分かっているのは、性別や血液型、そしてテレビの取材で判明した性格の傾向など、抽象的な情報に留まる。犯人像をさらに具体化させるために必要な情報には辿り着いておらず、証拠である犯人のDNAは玄関のたたきに放置されたままだ。つまり日本の捜査において、DNA情報は使われているが十分に活用されているとは言えない。

そこで最近、注目されているのが、先にも触れた米国などで実施されているDNA情報を基に作成する似顔絵の活用だ。その精度について、生物学者で、東京大学定量生命科学研究所の小林武彦教授が解説する。「DNAからは髪の色、目の色、一重か二重か、鼻の大きさや幅など色々な顔の情報が分かれます。それに基つて似顔絵を作成すれば、顔の傾向は描けると思います。ただしそっくりに描くのは難しいです。現時点では、似顔絵だけから同一人物を捜し出す捜査には、あまり貢献できないかもしれません」

活用できるとすれば、ある程度、容疑者を絞り込んでいる場合だ。「容疑者が「不特定多数」ではなく「複数」程度に絞り込まれた上であれば、似顔絵を使って特定できる可能性はあります」

鑑定研究機関、法科学鑑定研究所の山崎昭所長も別の視点から、似顔絵の精度には慎重な見解だ。

「日本人を含むアジア人はのつぺりとした顔で特徴がない。彫りの深いはつきりした顔立ちの欧米人とは異なり、区別がつきにくい。犯人を割り出せるほど精度の高い似顔絵が果たしてどれくらい可能なのか。一歩間違えれば誤認逮捕に繋がる可能性もあります。とはいえ、科学の進歩は有効活用されるべきです」

専門家から相次ぐこうした懸念も障壁になっているのか、警察庁刑事局犯罪鑑識官は、DNA似顔絵捜査の実施については否定した。

「DNA型鑑定は、身体的特徴に関する情報を含まない部分を利用して行われているため、被疑者の似顔絵は作成できない」

だが遺族にとつては、海外での成功例がある以上、おいそれと引き下がるわけにはいかないだろう。

原則、遺族であっても捜査の進捗状況は知らされな

い。事件発生から10年、20年と「無風」のまま時が経てば、風化への恐れとともに「本当に捜査をしているのか」という不信感すら抱いてしまう。だから高羽さんのように「自分でDNAサンプルを米国や中国に持ち込みたい」と、遺族は藁をも掴むような思いに駆られるのだ。

似顔絵の作成以外で、米国で実施されている犯人の特定方法には、「遺伝子系図」を用いたものがある。

これによつて1970年代半ばから80年代半ばにか

けて米カリフォルニア州で13人を殺害し、約50人に性的暴行を加えた連続殺人犯の逮捕に成功した。発生から実に約40年ぶりだった。

具体的には次のようなやり方だ。捜査当局は、商用のDNAデータベースサイトに犯人のDNA情報を登録し、サイトの機能で三兄弟らを特定。そこから1800年代まで遡った1000人規模の家系図を作成し、犯人の推定年齢、身長などの情報を頼りに家系図を辿り、最終的に突き止めたのだ。

玄関に現れた捜査員

DNA情報をさらに活用した捜査の可能性——。それを日本で追求するには、

法的問題をクリアにする必要があるとみられる。なぜなら日本には現在、DNAサンプルの採取や鑑定、データベース運用の規則を定めた単独の法律がないためだ。

警察庁は、「刑事訴訟法や個人情報保護に関する法律等に基づいて実施してい

る」と説明する。しかし、被疑者からのDNAサンプルの採取に関しては、任意であつても違法と考えられる場合がある。DNA型鑑定の取り扱いに関する国家公安委員会の規則や警察庁の通達も出されてはいるが、法的縛りはない。つまりDNA捜査に関する法的根拠が曖昧なのだ。

英国やドイツなどの欧州各国、カナダや米国では80年代にすでに、DNAを活用した犯罪捜査が「法制化」されており、日本は先進国から取り残されてしまった。法制化されていないからこそ、警察のやり方も中途半端な感が否めない。

「警視庁捜査一課の者です。(未解決の)上智大生殺害事件の関係で来ました」

玄関に現れた捜査員は、開口一番、こう言ってきた。「DNAサンプルの採取にご協力ください」

1996年9月、東京都葛飾区の自宅で殺害された小林順子さん(21)「当時」とは、同じ外国語学部英語学科に通い、同じゼミに進んだが、彼女が2年先輩だったために面識はなかった。とはいえこの経歴の共通項により、採取の対象になったとみられる。私は試しに尋ねた。

「任意ですか？」

「断つても大丈夫なのです



「先輩」の小林順子さん

が、そうすると今度は水谷さんの周りのご友人や知人に「水谷さんってどんな方ですか？」と聞くことになってしまうので、迷惑がかかってしまうかもしれません。それでも構いませんか？」

サンプルの提供を了承した。捜査員は採取キットを取り出し、綿棒で私の口腔内からサンプルを採取した。「任意」とはいえ、半ば強制ではないだろうか。「事件には関係ない」、「何に使われるか不安だ」と断りたい人にとつては、個人の自由やプライバシーを侵害されたと等しい。そもそも採取の対象者をどのように絞

込むのか。

そうした問題点について

明確に定める法律がないまま、警察はDNAサンプルの採取、鑑定を行っているのだ。しかもそれは先進国の「常識」から外れている。

そんな日本でも過去に、DNA型鑑定やデータベース運用の法制化をめぐる議論されたことがある。データベースが運用され始めた05年、参議院内閣委員会で取り上げられた。同時期、警察庁は「DNA型データベース」に関する有識者会議」を発足させており、そのメンバーだった東京大学

教養学部の米本昌平客員教授は、法制化の必要性についてこう説く。「DNAは究極の個人情報なので、その収集とデータベース化に関しては明確な法的根拠が必要です。犯罪捜査の過程で警察は、犯罪に参与していない人のDNAサンプルも収集する可能性があるからです」

授は、法制化の必要性についてこう説く。「DNAは究極の個人情報なので、その収集とデータベース化に関しては明確な法的根拠が必要です。犯罪捜査の過程で警察は、犯罪に参与していない人のDNAサンプルも収集する可能性があるからです」

授は、米本教授が続ける。「犯罪捜査のための通信傍受法（盗聴法）が1999年に成立した時のことです。法制審議会で、日弁連（日本弁護士連合会）系委員からの指摘で警察の権限が徹底的に縮小され、使いにくい法律になってしまった。警察は、こういう骨折損のような法案作成はしたくないと法制化を先送りしたのではないか」

時間との勝負

国家公安委員長主催で10

年から12年に開催された有識者研究会でも法制化は議論の対象になったが、「検討を続ける」に留まり、その後は主だった動きはみられない。警察庁は現在、消極的なのか。

同行が説明する。

「DNA型鑑定の捜査への活用について、様々な意見があることは承知している。だが、DNA型鑑定の活用・運用は関係法令に基づいて適正に行われており、新たに立法措置を講ずべき特段の事情は生じていないと

認識している」

やはりDNA情報は、従来通りデータベースの運用に留まり、犯罪捜査へのこれ以上の活用は期待できないのか。

たしかに、被疑者のDNA情報の活用には人権上の課題が残るのかもしれない。しかし一方で、手を拱き、事件が解決されないために大きく損なわれるものがある現実から、日本社会は目を背けていないか。それは被害者、そして犯罪被害者遺族の人権である。

遺族がいつまでも待ち続

けることはできない。2000年12月末に発生した世田谷一家4人殺害事件の遺族、宮澤節子さんは現在、91歳だ。

現場の家からは多くの遺留品に加え、犯人の指紋、そしてDNAも検出されている。血液型はA型で、犯人のルーツは父系が「日本や中国、韓国を含む東アジア」、母系が「アドリア海周辺の南欧系民族」の可能性が高いということまで分かっている。

宙の会の特別参与で捜査本部がある警視庁成城署元署長の土田猛氏は、会の活動のなかで、ルーツに関する情報を掲載したチラシを配布してきた。ところが捜査本部からは「警察が発表しているのではなく、メディアに）漏れた情報だから掲載は控えてほしい」との忠告を受けた。

「たとえ漏れた情報だとしても、事実なら掲載した方がよい。犯人が日本人なのか、あるいはハーフの可能性があるのかで情報提供の求め方も変わってくるからだ。とっかかりになる情報

を提供し、「そういえば」と改めて記憶を喚起してもらわれないと呼びかける意味がない。DNA捜査の法制化を進め、もっと犯罪捜査に活用してほしい」

そしてこう語気を強めた。「節子さんも91歳だから時間との勝負なんです」

「事件発生から22年経って、大勢が捜じてくれていて、どの進歩もないように感じます。なるべく元気で頭がはつきりしているうちに、なぜこういう事件が起きたのか知りたいです」

私が生きている間に解決できるのか——。宮澤さん、そして高羽さんら未解決状態が長引く事件遺族に共通する切迫した思いだ。

警察の捜査が遅々として進まず、高羽さんがDNAサンプルを持って米国の空港に降り立つ——。その時、警察が、いや誰が高羽さんを責めることができるだろうか。